

「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」（公開草案）の公表について

公益社団法人日本監査役協会は、会社法及び法務省令の改正によって、監査役設置会社、指名委員会等設置会社につづく機関設計として、「監査等委員会設置会社」が設けられたことを踏まえて、監査等委員会が、その職務権限を遂行するため、監査等委員会の基本的な心構え及び行動基準として、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」の策定の検討を進めてまいりました。今般、草案の取りまとめを終えたため、公開し広くご意見を募集致します。

改正案は当協会ホームページ（トップページ>ニュース [2015 年 8 月 3 日]）

URL <http://www.kansa.or.jp/news/information/post-332.html>

をご参照のうえ、ダウンロードによって入手くださいますよう、お願いいたします。

~~~~~

### 監査等委員会監査等基準の策定について

監査等委員会設置会社は今回の会社法改正により新たに設けられた機関設計であり、本監査等委員会監査等基準は、監査等委員会がその職責を果たすためにその心構えを明らかにし、監査及び監督（以下「監査等」という。）の体制の在り方と監査等に当たっの基準及び行動の指針を定めることが主な目的です。

監査等委員会の制度設計は、「監査役設置会社に適用されるものを取り入れたもの」、「指名委員会等設置会社に適用されるものを取り入れたもの」及び「監査等委員会設置会社独自のもの」から構成されており、本基準の策定に当たっては、「監査役設置会社に適用されるものを取り入れたもの」については監査役監査基準、「指名委員会等設置会社に適用されるものを取り入れたもの」については監査委員会監査基準を参考にしています。「監査等委員会設置会社独自のもの」としては、監査等委員以外の取締役の人事及び報酬についての株主総会における意見陳述権が挙げられ、取締役の経営に対する監督機能も求められています。さらに、監査等委員会が取締役の利益相反取引に対して事前の承認を行うことにより取締役の任務懈怠の推定が解除されることも監査等委員会に特有のこととして挙げられます。

また、監査役監査基準と同様、各条項の行動規範としての意味合いを分類し、その意味合いに応じた語尾にできるだけ統一するよう努めたほか、新旧対照表に各レベルの意味合いを冒頭に記載するとともに各条項のレベルを各条項の末尾に記載しております（次頁参照）。各条項のレベル分けについては、監査役協会としての見解であり、公的機関の確認を得たものではありません。各社で自社のご事情を勘案して監査等委員会監査等基準の制定若しくは見直しを行っていただく際にご活用いただけたら幸甚に存じます。

| LV | 事項                                                                   | 語尾                                                                                     |
|----|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 法定事項                                                                 | 原則「ねばならない」、「できない」に統一する。<br>ただし、法令の文言を勘案する場合もある。                                        |
| 2  | 不遵守があった場合に善管注意義務違反となる蓋然性が相当程度ある事項                                    | 原則「ねばならない」に統一する。                                                                       |
| 3  | 不遵守が直ちに善管注意義務違反となるわけではないが、不遵守の態様によっては善管注意義務違反を問われることがあり得る事項          | 原則「する」に統一する（「行う」等を含む）。                                                                 |
| 4  | 努力義務事項、望ましい事項、行動規範ではあるが上記1～3に該当しない事項（検討・考慮すべきものの具体的な行動指針は示されていない事項等） | 状況に応じて文言を選択する。<br>なお、努力義務事項については、「努める」に統一するほか、行動規範ではあるが上記1～3に該当しない事項は、原則「～ものとする」に統一する。 |
| 5  | 権利の確認等上記1～4に当てはまらない事項                                                | 状況に応じて文言を選択する。                                                                         |

なお、先に意見募集を行った改定監査役監査基準については、お寄せいただいた意見を勘案した調整を行ったうえで確定版を公表しており、補足において改定内容について解説を加えております。今回の監査等委員会監査等基準の策定に際しては、改定会社法とコーポレートガバナンス・コードを反映する条項については監査等委員会に特有なものを除き、ほとんどが監査役監査基準の改定と同趣旨であることから、重複を避けるため本監査等委員会監査等基準には補足を設けておりません。解説のご確認をご希望される方は、お手数ながら改定監査役監査基準の補足をご覧くださいようお願いいたします。

主なポイントは、下記のとおりです。

- 1 監査等委員の選任、独立性の確保に関しては、監査役監査基準に準じて規定を設けた。
- 2 監査実務については、監査委員会監査基準に準じて規定を設けた。
- 3 その他、監査等委員会独自の規定として下記の規定を設けた。
  - ・取締役の人事及び報酬に関する意見に関する規定を設けたこと。（第9章）
  - ・利益相反取引の承認に関する規定を設けたこと。（第28条）

#### 内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準の策定について

内部統制システムの監査を実施するに際しての細部を定めたものであるため、内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準に準じて、策定している。

~~~~~

本公開草案にご意見がございましたら、8月20日（木）17時までに電子メールにより文書でご提出いただきますようお願いいたします。また、頂きましたご意見については、直接回答することはないことをあらかじめご了承くださいようお願いいたします。今後、頂きましたご意見を踏まえ、監査法規委員会を中心に再度検討を行い、平成27年10月上旬頃（予定）を目途に、確定版を公表する予定です。

【お問い合わせ先】

（公社）日本監査役協会本部事務局 企画部企画課

Tel: 03-5219-6125

E-mail: goiken@kansa.or.jp